（無線機器型式検定規則の一部改正）

第三条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［略］	［略］
船舶に施設する救命用の無線設備の機器 衛星非常用位置指示無線標識	１　設備規則第45条の２第１項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1)　ＧＩＢ電波又はＧＩＤ電波406.031MHz、Ａ３Ｘ電波121.5MHz並びにＦＩＤ電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。 ［(2)　略］ (3)　符号形式又は変調方式は、設備規則第45条の２第１項第２号の条件に適合するものであること。 ［(4)・(5)　略］ ２　設備規則第45条の２第２項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1)　ＧＩＢ電波406.031MHz及びＡ３Ｘ電波121.5MHzを使用するものであること。 (2)　１の(3)及び(4)の条件に適合するものであること。 (3)　［略］ (4)　［略］ (5)　［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

改正前

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［同左］	［同左］
［ ［同左］ 同左 ］ 衛星非常用位置指示無線標識	［同左］ １　設備規則第45条の２第１項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1)　ＧＩＢ電波406.031MHz及びＡ３Ｘ電波121.5MHzを使用するものであること。 ［(2)　同左］ (3)　符号形式は、設備規則第45条の２第１項第２号の条件に適合するものであること。 ［(4)・(5)　同左］ ２　設備規則第45条の２第２項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 ［新設］ (1)　１の(1)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。 (2)　［同左］ (3)　［同左］ (4)　［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であって、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものの条件は、この省令による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）第四十五条の二及び第四十五条の三の五の規定にかかわらず、令和五年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

３　令和六年一月一日に現に船舶に設置している型式について総務大臣の検定に合格した衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であって、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものに係る当該合格の効力については、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。

４　令和六年一月一日に現に船舶に設置している衛星非常用位置指示無線標識、及び衛星位置指示無線標識であって、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものの条件は、新設備規則第四十五条の二及び第四十五条の三の五の規定にかかわらず、当該設置が継続する限り、なお従前の例によることができる。